



長野県報

3月10日(月)
平成20年
(2008年)
第1946号

目次

条 例

長野県議会委員会条例の一部を改正する条例(議事課)..... 2

告 示

事務処理規則に基づき平成19年度において地方事務所長に交付の権限を委任する補助金等の指定(行政改革課)..... 3

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定
(長寿福祉課)..... 3

基本測量の実施(土木政策課)..... 4

道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路管理課)..... 4

道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路管理課)..... 4

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請(NPO活動推進課)..... 4

一般競争入札(情報政策課)..... 4

一般競争入札(広報課)..... 5

一般競争入札(2件)(情報公開・法務課)..... 6

一般競争入札(3件)(土木政策課)..... 7

土地区画整理事業の換地処分(都市計画課).....10

一般競争入札(市町村課).....10

土地改良事業施行協議の審査結果の縦覧(農地整備課).....11

一般競争入札(土木政策課).....11

一般競争入札(2件)(河川課).....12

水道法に基づく指定給水装置工事事業者の指定(事業課).....13

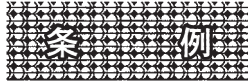
一般競争入札(教学指導課).....13

一般競争入札(高校教育課).....14

本号で公布された条例のあらまし

◇ 長野県議会委員会条例の一部を改正する条例(条例第1号)

- 1 知事の事務部局の組織に関する条例の一部改正に伴い、一部の常任委員会の名称、委員の定数及び所管事項の改正を行いました。
- 2 この条例は、平成20年4月1日(一部の規定は、平成20年2月定例会における常任委員の選任の日)から施行します。



長野県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成20年3月10日

長野県知事 村 井 仁

長野県条例第1号

長野県議会委員会条例の一部を改正する条例

長野県議会委員会条例(昭和35年長野県条例第12号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「総務警察委員会」を「総務企画警察委員会」に改め、同号のケを同号のコとし、同号のクを同号のケとし、同号のキを同号のクとし、同号のカを同号のキとし、同号のオを同号のカとし、同号のエを同号のオとし、同号のウを同号のエとし、同号のイを同号のウとし、同号のアの次に次のように加える。

イ 企画部に関する事項

第2条第2号のイを削り、同号のウを同号のイとし、同条第3号中「商工観光生活環境委員会」を「環境商工観光委員会」に改め、同号のア中「商工部」を「環境部」に改め、同号のイ中「観光部」を「商工労働部」に改め、同号のウ中「生活環境部」を「労働委員会」に改め、同号に次のように加える。

エ 観光部に関する事項

第2条第5号中「土木住宅委員会」を「危機管理建設委員会」に、「9人」を「10人」に改め、同号のア中「土木部」を「危機管理部」に改め、同号のイ中「住宅部」を「建設部」に改め、同条第6号中「10人」を「9人」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第2条第5号の改正規定(「9人」を「10人」に改める部分に限る。)及び同条第6号の改正規定は、平成20年2月定例会における常任委員の選任の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例(前項ただし書に係る部分を除く。以下同じ。)の施行の際現に設置されている次表の左欄に掲げる常任委員会の委員長、副委員長及び委員は、この条例による改正後の長野県議会委員会条例の規定に基づいて設置された同表右欄に掲げる常任委員会の委員長、副委員長及び委員に選任されたものとみなす。

左 欄	右 欄
総務警察委員会	総務企画警察委員会
社会衛生委員会	社会衛生委員会
商工観光生活環境委員会	環境商工観光委員会
土木住宅委員会	危機管理建設委員会

議 事 課